

## 居宅介護支援事業者の指定等について

居宅介護支援事業者については、介護保険法第46条第1項及び第58条第1項において市町村が指定すると規定されております。

下記事業所については運営法人より指定申請があり、新たに指定をしたものです。

〔新規〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	指定年月日	備考
1	ケアプラン・ホーム グランド	習志野市 津田沼 7-1-10	社会福祉 法人 福祉共生会	居宅介護 支援	令和4年 8月1日	事業所の移転により 新規指定

指定事業者の基準適合状況を定期的に確認するため、指定の効力は6年間と定められております。

下記事業所については指定有効期間が満了したことに伴い、指定更新の手続きを行ったものです。

〔更新〕

	事業所名	所在地	運営法人	サービスの種類	更新年月日	備考
1	マーガレット ケアプラン	習志野市 実籾 1-24-1	有限会社 アネック ス松江	居宅介護 支援	令和4年 10月1日	